

平成 25 年 3 月 28 日

平成 24 年「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る意見募集への対応について

公共サービス改革推進室

平成 24 年 11 月 1 日（木）から 11 月 21 日（水）までの間、「公共サービス改革基本方針」の見直しに係る意見募集を行った結果、4 主体より 12 件の意見があった。内閣府においては、平成 24 年 12 月 21 日（金）に当該意見に対する所管府省の回答をホームページで公表した。

1 主な意見項目（別紙参照）

【国の行政機関等に関する意見】

- ・ 公共サービス改革基本方針に対する意見： 6 件
- ・ 公金の徴収等に関連する業務： 3 件
- ・ 基幹統計等統計調査に関連する業務： 1 件

【地方公共団体の業務に関する意見】

- ・ 公金の徴収等に関連する業務： 2 件

2 今後の対応について

- ① 公共サービス改革基本方針に対する意見（管理番号 国 20120101～20120106）
当該意見については、公共サービス改革基本方針改定の際に、適宜対応する。
- ② 国の行政機関等の公金の徴収等に関連する業務（管理番号 国 20120107, 20120109）
医業未収金支払案内業務は民間競争入札を実施していたが、国立病院機構が直接実施することとしたものであり、当面はその実施状況を見る必要がある。
沖縄振興開発金融公庫の貸付事業の債権回収業務については、地域の特殊性を考慮しつつ、今後も注視していくこととする。
- ③ 基幹統計等統計調査に関連する業務（管理番号 国 20120108）
民間競争入札の実施によりコスト削減効果や質の向上が見込まれる統計調査については、対象事業として追加していくこととする。
- ④ 地方公共団体等の公金の徴収等に関連する業務（管理番号 地方 20120201, 20120202）
平成 18、19 年度の意見募集において同趣旨の意見があり、監理委員会（徴収分科会等）では自主的納付や弁護士法 72 条等を検討したところであるが、現在、地方公共サービス小委員会において、地方公共団体の多額の未収債権の回収促進のため、民間委託のあり方について検討していることを踏まえ、同小委員会において本意見への対応を含め検討することとする。

以上